

○省エネ改修工事に伴う固定資産税の減額措置について

令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に、一定の省エネ改修（熱損失防止改修）工事を行った住宅に係る固定資産税について、申告により完了した年の翌年度分に限り固定資産税の税額が3分の1減額される制度です。※都市計画税は対象外

●工事要件

減額される要件
次に掲げる要件を満たす必要があります。 (1) 平成26年4月1日以前に建てられた住宅（賃貸住宅除く）に対する工事。 ※区分所有家屋を含みますが、専有部分の工事を対象とします。 (2) 居住する部分が床面積の1／2以上であること。 (3) 次の①から⑤までの工事のうち、①を含む工事を行うこと。 ①窓の断熱改修工事 ※必須 ②床の断熱改修工事 ③天井の断熱改修工事 ④壁の断熱改修工事 ⑤太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システムの設置に係る工事 ※①～④全てが外気等と接するものの工事に限る。 (4) 改修工事によりそれぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合し、改修工事後の床面積が50㎡以上280㎡以下になるもの。 ※区分所有家屋の場合は、専有部分の改修工事後の床面積が50㎡以上280㎡以下になるもの。 (5) 改修工事に要した費用（国又は地方公共団体からの補助金等を除いた自己負担額）が次のいずれかに当てはまること。 A. ①～④の断熱改修工事に係る工事費が60万円超 B. ①～④の断熱改修工事に係る工事費が50万円超であり、⑤の太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システムの設置に係る工事費と合わせて60万円超

●減額期間

翌年度分（1年度分）に適用します。

●適用範囲

床面積	減額される税額
1戸当たりの床面積が120㎡以下のもの	固定資産税額の3分の1に相当する額（※）
1戸当たりの床面積が120㎡を超えるもの	120㎡分の固定資産税額の3分の1に相当する額（※）

※この省エネ改修工事により認定長期優良住宅の認定を受けた場合は、対象家屋の固定資産税額の3分の2に相当する額を減額します。

●申告方法

減額を受けようとする対象住宅の所有者は、改修後3ヵ月以内に次の書類を税務課（7番窓口）へ提出してください。

- ・省エネ改修工事に伴う固定資産税減額申告書
- ・増改築等工事証明書（建築士、指定確認検査機関、または登録住宅性能評価機関が発行したもの）
- ・当該工事の明細書（工事内容がわかるもの）
- ・当該工事の領収書の写し（工事に要した費用が確認できるもの）
- ・交付決定通知書等補助金の金額がわかる書類（補助金を受けている場合）
- ・認定長期優良住宅となったことを証する書類（認定長期優良住宅に該当する場合）

●注意事項

この減額措置は1戸について1回限りです。また、当該家屋が、新築家屋に対する減額措置や耐震改修工事による減額措置を受けている年度には適用されません。ただし、バリアフリー改修工事による減額措置と合わせて適用を受けることは可能です。

なお認定長期優良住宅となった場合、バリアフリー改修工事による減額措置と合わせて適用を受けることはできません。

【お問い合わせ先】

猪名川町役場 企画総務部 税務課 資産税担当

〒666-0292 猪名川町上野字北畑 11 の1

TEL 072-766-8702